

【訂正】

『平成 24 年版 フローチャートでわかる所得税の実務』152 ページ掲載の「9-5 寡婦・寡婦控除」フローチャート図に誤りがありました。以下に正しいフローチャート図を掲載いたします。訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

9-5

所得控除関係

寡婦・寡夫控除

寡婦・寡夫控除は、居住者の所得税の計算において、その居住者自身が、寡婦に当たる場合は 27 万円、特定の寡婦に当たる場合は 35 万円、寡夫に当たる場合は 27 万円を、それぞれの場合に応じ課税標準額から控除するものですが、それぞれ適用要件が定められていますので、フローチャートで確認します。

